

1 趣旨

平成28年熊本地震による被害の状況等に鑑み、犯罪収益移転防止法施行規則上の本人特定事項の確認方法等に関し、特例を設けることとするもの
※ 平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震発生の際にも、同様の特例措置を約1年間設けている。(平成23年3月25日公布・施行。平成24年4月1日削除)

2 概要

(1) 寄附金の振込に際しての取引時確認対象取引の特例(規則第4条関係)

平成28年熊本地震に係る寄附のために行われる現金送金(送金先口座が専ら寄附を受けるために開設されたものに限る。)については、その額が200万円以下のものに限り、取引時確認義務の対象取引から除くこととする。

(2) 被災者の本人特定事項の確認方法の特例(規則第6条関係)

平成28年熊本地震で被災した顧客であって、正規の本人特定事項の確認方法によることが困難であると認められるものに係る本人特定事項の確認方法は、暫定的な措置として、当分の間、当該顧客から申告を受けられる方法とすることができることとする。

この場合において、特定事業者は、当該顧客について、正規の確認方法によることができることとなった後、遅滞なく、その方法による確認を行うものとする。

(3) 施行期日

公布の日

3 その他

緊急に制定する必要があるため、意見公募手続は行わない。

1 地震の概要

4月14日（木）午後9時26分 震度7 熊本県（益城町）
4月16日（土）午前1時25分 震度7 熊本県（益城町、西原村）

2 人的被害の状況（4月21日午前7時現在）

死者 48人（発見場所別 益城町20人、南阿蘇村14人、
西原村5人、熊本市4人、嘉島町3人、御船町1人、
八代市1人）

3 体制

熊本県警察 本部長以下2,200人体制
警察災害派遣隊 36都府県（累積）
最大派遣時 2,706人（4月19日）、延べ14,366人

4 救出救助活動

- ・ 益城町におけるローラーによる搜索・救出救助活動
- ・ 南阿蘇村で土砂に埋もれた損壊家屋等における搜索・救出救助活動
→ 警察により救出された者の数 158人（4月21日午前7時現在）

5 交通対策

- ・ 通行止めの九州自動車道のう回路である3号線等での渋滞緩和対策
- ・ 不要不急の車利用の抑制、渋滞緩和のためのルートの広報
- ・ 信号機が滅灯した交差点での交通整理、交通誘導等
- ・ 政府による支援物資の搬送について、一部、白バイ・パトカーが先導

6 被災者支援活動

- ・ 移動交番車の活用、他都県から派遣された女性警察官等により、避難所における防犯指導、相談対応等を実施
- ・ 他県からの派遣パトカー等により、被災（不在）家屋における盗難防止パトロール等を24時間体制で実施

7 震災関連犯罪等の状況と対策

- ・ 空き巣等の被害状況 17件（4月21日午前7時現在）
→ 被災地のパトロール強化等
- ・ インターネット上での流言飛語 → 正確な情報提供

8 機動通信活動

- ・ 機動警察通信隊による被災現場の映像伝送、通信機器の臨時設置作業

9 政府の対応

14日 非常災害対策本部の設置（20日までに11回開催）
17日 「平成28年度熊本地震被災者生活支援チーム」の設置

1 重点項目及び対象部署

契約及び捜査費の執行を重点項目とし、全120部署に対して実施した。

2 会計監査の実施結果

(1) 特徴

私的流用等故意による不適正事案はなかったが、計数誤り等の会計経理上の過誤が見受けられた。

(2) 主な指示事項・指導事項

ア 契約

- 発注したコピー用紙の代金が未払いになっていたほか、同コピー用紙の納品書に検収年月日等を記載していなかった（指示事項）。

イ 捜査費の執行

- 支払伝票等に誤った精算金額を記入したため、支給漏れ又は過払いとなっていた（指導事項）。

ウ その他の項目

- 行程の一部を誤って旅費を支給したため、鉄道賃と半日当分が過払いとなっていた（指示事項）。

3 今後の方針

平成28年度会計監査実施計画に基づき、会計監査を実施するとともに、会計経理指導を実施し、より適正な会計経理の推進を図る。

1 インターネット・ホットラインセンターにおける取組

平成18年6月から運用を開始したインターネット・ホットラインセンター（以下「IHC」という。）は、警察庁の委託を受け、一般のインターネット利用者等から違法情報・有害情報に関する通報を受理し、警察への通報やサイト管理者等への削除依頼を実施してきたところ。平成27年におけるIHCの運用状況については別紙のとおり。

2 運用変更に係る経緯

(1) 平成24年度行政事業レビュー公開プロセスの結果

インターネット・ホットライン業務に対する結果は以下のとおり。

ア 評価結果

抜本的改善

イ 主なコメント

- 民間による費用負担について、業界団体等と協議すべき。
- 一連の業務を官民一体となって運営する方向に舵を取るべき。

(2) 平成24年度総合セキュリティ対策会議の結果

公開プロセスの結果を受け、IHCの民間費用負担の在り方について検討し、「民間も違法情報・有害情報対策に一定の責任を果たすべきである」との結論に至った。これを受け、平成25年11月に、IHCとは別に、民間事業者によるホットラインが開設された。

(3) 行政改革推進会議における指摘事項

平成27年11月27日に開催された第20回行政改革推進会議において、以下のとおり指摘がなされた。

- 民間事業者が運営するホットラインが受理した通報件数は、IHCが受理した通報件数の約1.8%に留まっており（平成26年中）、実質的に業務の分担がなされているとは言い難い。
- 両者の業務内容には重複があり、役割分担が必ずしも明確でない。
- 可能な限り速やかに、民間事業者との役割分担の考え方を含む今後の業務計画（移行計画）を策定し、官民の役割分担を明確にすべき。

3 運用変更の内容

これまで違法情報・有害情報を対象として事業を委託してきたが、平成28年度からは国の委託の範囲を「通報の受理」及び「違法情報の処理」とするとともに、有害情報については民間による自主的対応を求め、官民の役割分担を明確化して事業を実施することとした。

1 裁判員裁判対象事件に係る試行

- 平成27年度中に裁判員裁判対象事件等（注1）に係る取調べのうち、録音・録画を実施した件数（注2）は2,897件（実施回数：34,678回）であり、対象事件等検挙件数に占める割合（実施率）は91.2%である。
- 実施件数、実施率にはあまり大きな変化は見られないが、1事件あたりの実施回数、実施時間は着実に増加。
- 取調べ全過程の録音・録画を実施した件数は1,543件である。
- 録音・録画実施事件1事件あたりの総取調べ時間に占める録音・録画時間の割合は79.1%である。

（注1）裁判員裁判対象事件との併合審理が見込まれる非対象事件を含む。

（注2）当該事件の取調べのうち、少なくとも1回録音・録画を行った事件の件数をいう（以下同じ）。

実施期間	対象事件等検挙件数	録音・録画実施件数 (実施率)	録音・録画実施回数 (1事件あたりの回数)	録音・録画時間 (1事件あたりの時間)
21年4月～22年3月	4,025	358 (8.9%)	358 (1.0回)	14分
22年4月～23年3月	3,880	359 (9.3%)	359 (1.0回)	15分
23年4月～24年3月	3,403	1,118 (32.9%)	1,125 (1.0回)	17分
24年4月～25年3月	3,415	2,637 (77.2%)	4,172 (1.6回)	44分
25年4月～26年3月	3,315	3,105 (93.7%)	8,693 (2.8回)	3時間7分
26年4月～27年3月	3,341	2,877 (86.1%)	24,316 (8.5回)	14時間0分
27年4月～28年3月	3,178	2,897 (91.2%)	34,678 (12.0回)	21時間3分

2 知的障害を有する被疑者に係る試行

- 平成27年度中に知的障害を有する被疑者に係る取調べのうち、録音・録画を実施した件数は1,231件（実施回数：6,744回）であり、対象事件検挙件数に占める割合（実施率）は97.7%である。
- 裁判員裁判対象事件同様、1事件あたりの実施回数、実施時間は増加。
- 本年4月1日からは、発達障害、精神障害といった知的障害以外の障害を有する被疑者であって、言語コミュニケーション能力に問題があり、又は迎合性、被誘導性が高いと認められる者についても試行の対象に。

実施期間	対象事件検挙件数	録音・録画実施件数 (実施率)	録音・録画実施回数 (1事件あたりの回数)	録音・録画時間 (1事件あたりの時間)
24年5月～25年3月	938	872 (93.0%)	1,625 (1.9回)	56分
25年4月～26年3月	1,174	1,151 (98.0%)	2,622 (2.3回)	2時間11分
26年4月～27年3月	1,137	1,129 (99.3%)	4,689 (4.2回)	6時間30分
27年4月～28年3月	1,260	1,231 (97.7%)	6,744 (5.5回)	9時間4分

※ 平成28年4月4日現在の速報値